

指定ゴミ袋以外でのゴミ捨での措置終了について
(受付日：令和8年7月14日)

Q 指定ゴミ袋の臨時措置は6月末に終了したが、7月以降もスーパーやドラッグストアで品切れ・品薄が続いている。市は流通が完全に安定し、全市民が支障なく指定袋を入手できるようになるまで、臨時措置を速やかに再開すべきである。

A 本市では、指定ゴミ袋の入手が一時的に困難な状況を踏まえ、中身が見える透明袋または半透明袋(45ℓ以下)の使用を可とする臨時措置を実施しましたが、当初の予定どおり6月29日を以って、終了いたしました。

この臨時措置の終了判断にあたりましては、事前に販売店舗がない地域の有無など、時間をかけて慎重な確認作業を行いました。その結果、十分な数量が陳列されている店舗が市内各地域にあることを確認し、多くの市民の皆様が近隣で指定ゴミ袋を入手可能な状況にあると判断した次第です。

臨時措置期間中から終了後にかけても、店頭の販売状況やゴミステーションでの排出状況について、継続的に調査を行っております。また、市民の皆様からの問い合わせをいただいた際は、お住まいの地域をお聞きし、可能な限りお近くの在庫のある店舗を複数ご案内する個別対応に努めております。

現在、在庫のある店舗は、休日や夜間も営業しているところが多く、さらに6月末時点で在庫のなかった店舗でも、その後に販売を再開されている店舗も確認しております。これら状況の変化により、指定ゴミ袋に関するお問い合わせ件数も徐々に減少傾向にあります。

一方で品切れ、品薄が長期間継続している店舗もありますが、商品の販売にあたっては、各店舗の販売方針等もあり、市として、在庫確保をお願いできないのが現状です。

今後も引き続き、店舗の販売状況等、きめ細かな確認作業を継続してまいります。万が一、生活環境の悪化や危機的な状況に発展する可能性があるとは判断した場合には、市民生活に影響が出ないように改めて迅速かつ適切な措置を講じる所存です。

市民環境部 廃棄物対策課